

雲南地域 第8期介護保険事業計画

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

素案

令和2年11月

雲南広域連合

雲南地域第 8 期介護保険事業計画書 章立て

第 1 章	計画の策定にあたって	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定の趣旨 ・ 計画の期間 ・ 計画の位置付け ・ 計画の策定体制 ・ 国の基本方針について
第 2 章	高齢者の現状と将来推計	
第 3 章	第 7 期計画の振り返り	
第 4 章	日常生活圏域の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活圏域とは ・ 日常生活圏域の見直しの理由 ・ 日常生活圏域の設定
第 5 章	計画の基本理念と基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念 ・ 基本目標と地域包括ケアシステムの構築 ・ 基本目標を実現するための 6 つの重点施策
第 6 章	基本理念の実現に向けた施策の展開	
第 7 章	介護サービス等の見込量	
第 8 章	介護保険料の算定	
第 9 章	計画の推進に向けて	

附属資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定の経過 ・ 雲南広域連合介護保険事業計画審議会 ・ アンケート調査 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (2) 在宅介護実態調査 (3) 介護事業所アンケート調査 (4) ケアマネジャーアンケート調査
------	---

第4章 日常生活圏域の状況

1. 日常生活圏域とは

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするための基盤となる圏域です。概ね30分以内にサービスが提供される区域として中学校区等を単位として、市町内を日常生活の圏域に分け、高齢者の介護から生活支援までを一体的に担う区域を定めることが義務付けられています。

介護保険事業計画上での日常生活圏域は、以下の事項を総合的に勘案し保険者ごとに設定することとされています。(法第117条)

- ・ 地理的条件
- ・ 人口
- ・ 交通事情その他の社会的条件
- ・ 介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備等の状況 等

<第7期計画での日常生活圏域の設定状況>

地域	市町	日常生活圏域	対象区域
雲南地域	雲南市	大東・加茂圏域	大東・加茂
		木次・三刀屋圏域	木次・三刀屋
		吉田・掛合圏域	吉田・掛合
	奥出雲町	仁多圏域	仁多
		横田圏域	横田
	飯南町	頓原圏域	頓原
		赤来圏域	赤来

2. 日常生活圏域の見直しの理由

- 雲南地域の高齢者人口は、第7期計画期間から**減少傾向**に転じてきました。
- 日常生活圏域は**地域包括ケアシステム（地域マネジメント）**の一つの単位とされています。また、地域包括ケアシステムの推進は地域包括支援センターが重要な役割を持つことから、日常生活圏域と地域包括支援センターの活動範囲（自治体全体）を同一の圏域と設定します。
- 地域住民の生活を支える医療、介護、生活支援機能との関わりや住民の移動範囲が広域的になっています。

3. 日常生活圏域の設定

地域コミュニティや地域づくりとの調和を図りつつ、雲南市・奥出雲町・飯南町をそれぞれ1つの日常生活圏域とします。



地域	市町	日常生活圏域	対象区域
雲南地域	雲南市	雲南日常生活圏域	雲南市
	奥出雲町	奥出雲日常生活圏域	奥出雲町
	飯南町	飯南日常生活圏域	飯南町

■ 雲南地域の日常生活圏域



第5章 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

日本の平均寿命は大きく伸長し、島根県では人口10万人当りの100歳以上の高齢者数が127.6人となり8年連続で全国一位を続けています。また雲南圏域の平均自立期間は、県下でも高い数値を維持しており、健康寿命の延伸が注目されています。

こうした中で、当圏域においては、予想を上回るペースで少子高齢化が進展しており、さらに高齢者人口も平成30年度を境に減少に転じましたが、特に心身に支障が生じる可能性が高い75歳以上の後期高齢者は今後も増加することが見込まれることから、高齢化率は令和22年(2040年)に向けて上昇を続けていくと見られます。

加えて、家族の形態も核家族化が定着しつつあり、家族の介護支援機能が期待できない高齢者夫婦世帯や高齢者単身世帯が増え、人口減少に伴う様々な影響が顕在化する中、介護サービス等の需要も当面、緩やかに増大していくと推測されます。

また、自身の介護が必要となってもできるだけ自宅で生活したいという高齢者のニーズは約7割に上りますが、医療や介護が必要となったり、要介護者の状態変化等により自宅での生活が困難となり、圏域外の有料老人ホームなどへ居所を移さざるを得ない高齢者が多くなっています。

第8期計画では、第7期計画の基本理念を継承し、「いつまでも自分らしく幸せな生活を続けられる地域」を基本理念と定め、それぞれの日常生活圏域の中で「地域づくり」と連携し、いつまでも誰でもこの「雲南地域」で暮らしていくことができる地域共生社会実現のために各種施策を推進します。

●基本理念（第7期計画を継承）

「いつまでも自分らしく幸せな生活を

続けられる地域の実現」

いつまでも自分らしく幸せに暮らすことができる地域共生社会の実現を目指して

※「基本理念」は、計画の目指すべき姿（地域ビジョン）であり、この理念の実現に向けて取り組みを進めます。

2. 基本目標と地域包括ケアシステムの構築

雲南地域が抱える介護に関する様々な課題等を整理したうえで、元気な高齢者から介護が必要な高齢者、介護に携わる人々までがいつまでも安心して自分らしく幸せな生活を送ることができる地域（基本理念）を実現するための取組の柱となる3つの基本目標を定め、雲南地域の一体感を醸成できる介護保険施策の取組を進めます。

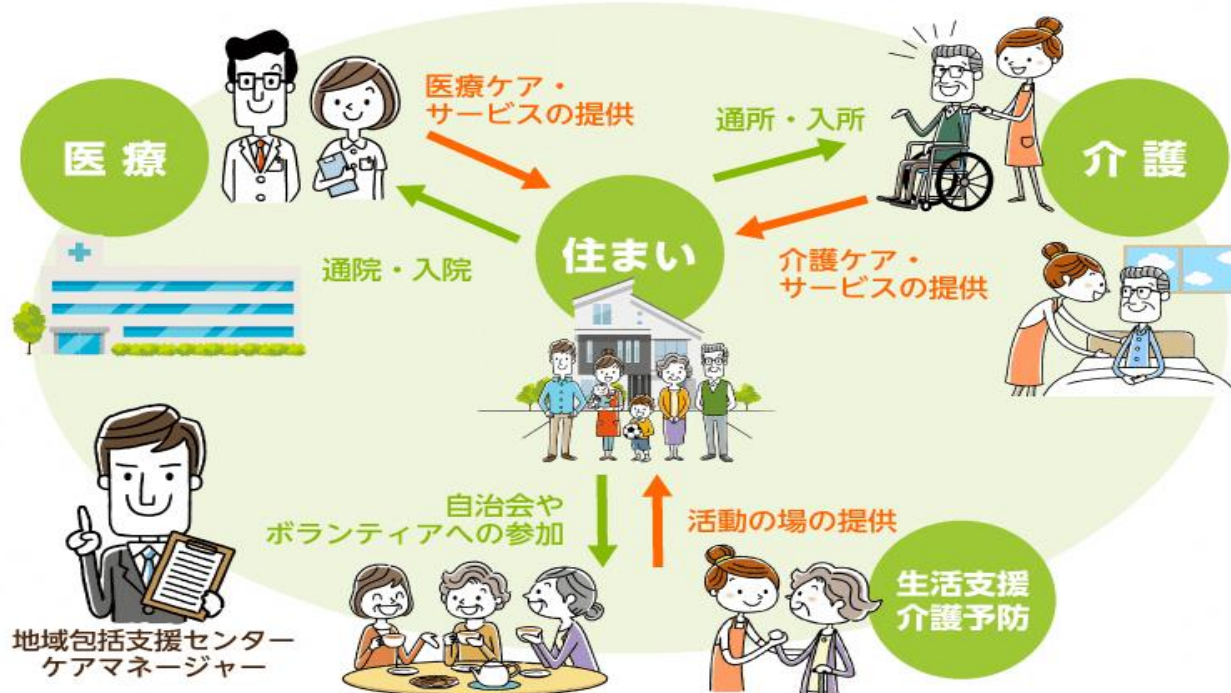
基本目標1 《個人としての尊厳が保たれて暮らせる雲南地域》

基本目標2 《生きがいを持って元気に暮らせる雲南地域》

基本目標3 《支え合い心豊かに暮らせる雲南地域》

さらにこの基本理念、基本目標を実現させるための仕組みが「地域包括ケアシステム」という考え方です。地域において「住まい」・「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」という5つの要素をそれぞれ充足させたいうで有機的に連携させる体制を構築して、地域ぐるみで支援が必要な高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

地域包括ケアシステムのイメージ



3. 基本目標を実現するための6つの重点施策

重点施策 1 自立支援と生活支援の推進

- 今後、増加が見込まれる高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者が**住み慣れた地域**で安心して自立した生活を継続することができるためには、介護保険サービスでは解決できない問題や多様な生活上の困りごとへの支援に対して**地域住民の力**を活用した柔軟で多様な**自立支援サービス・生活支援サービス**を推進していきます。
- 高齢者の総合相談窓口である**地域包括支援センターの機能強化**を行います。
- 高齢化・過疎化により、近所付き合いや自治会の活動が困難となっている地域もあることから**生活支援コーディネーター**などが中心となり地域包括支援センターと連携して地域活動の支援等により生活支援を必要とする地域の高齢者を支えています。

重点施策 2. 認知症高齢者支援の充実

- 要介護認定者のうち**認知症の症状のある人の割合が年々増加**しています。認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。
認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「**共生**」と「**予防**」を車の**両輪**として施策を推進します。
- 認知症高齢者等に対してやさしい地域づくりを推進するためには、認知症の**早期診断・早期対応**を軸として認知症の方がその容態に応じて最もふさわしい場所で適切なサービスを受けられる仕組みを構築します。
- 令和元年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると**65～69歳での認知症傾向リスク**が高まっていることがわかりました。社会の一線から退いても自己の労働力を活用し、**就労・社会参加支援**等を講じます。
- 認知症に対して誤った受け止めによって新たな偏見や誤解が生じないよう教育等他の分野とも連携して正しい知識の習得を促し、**認知症理解**の一層の推進を図ります。
- 介護者の精神的身体的負担を軽減する観点から認知症カフェ、家族介護教室の充実等で**介護者の生活と介護の両立**を支援する取り組みを推進します。

重点施策 3. 介護予防・健康づくりの推進

- 被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において**自立した日常生活を営み、健康寿命の延伸**を図ることができるように**地域づくりと連携**した介護予防・健康づくりを進めます。
- コロナ禍で高齢者の閉じこもりや孤立化は、フレイルから要介護状態になるリスクが高まることから、保険者機能強化推進交付金や介護保険保険者努力支援交付金を活用して外出支援サービス等の介護予防事業や健康づくりの充実を図っていきます。
- 高齢者が地域の中で交流できるサロン活動の拡充や就労促進を図り、**社会参加の意欲**を高めます。
- 健康づくり・介護予防教室、生活支援サービスや地域包括支援センターの相談窓口などに関する情報は、パンフレット等を作成・配布したり、様々な機会を活用し、普及啓発する活動を進めます。

重点施策 4. 介護給付・予防給付の充実

- 高齢者がどこに住んでいても可能な限り、**適切なケアマネジメント**のもと多様な介護サービスから本人に最も適切なサービスを選択することができるように地域特性や社会資源も踏まえながら、既存サービスの転換などを促します。
- 自身の介護が必要となってもできるだけ自宅で生活したいという高齢者のニーズは約7割に上りますが、家族の支援が得られなくなったり、要介護者の状態変化等により自宅での生活が困難となったりして、圏域外の有料老人ホームなどへ「**住まい**」を移さざるを得ない高齢者が多くなっています。
また、高齢者の転出は、地元介護サービス事業所の利用者の減少や従業員の雇用状況にも影響を与え、牽いては**社会保障給付費の「地域内循環」から「地域外流出」**へと経済的損失にも繋がります。
独居高齢者になっても、要介護状態になっても本人の意向の下、馴染みのある地域の中での在宅生活の継続や住み替が叶うように**地域密着型サービス**を中心に在宅サービスの充実を図っていきます。
- 介護サービス事業所アンケート調査の結果によると約80%の事業所において従業員の確保が運営上の課題となっており、利用者受け入れ制限や事業の縮小も検討せざるを得ない状況です。
中山間地域等での介護サービスを継続的、安定的に提供するために介護サービス事業所支援を行います。
- 利用者に対して適切なケアマネジメントを実施するために居宅介護支援事業所の経営安定化や**介護支援専門員の業務負担の軽減**を図ります。

重点施策 5. 安全・安心な地域づくりの推進

- 介護サービス事業所には、自力避難困難な高齢者も多く利用していることから、市町との防災部局とも連携を強化して、事業所に対して水害・土砂災害を含む各種災害に備えて**生活必需品の備蓄、輸送体制、避難経路の確認、避難訓練の実施**を求めています。
- 介護サービス事業所は、災害等にあっても最低限のサービス提供を維持していくことが求められおり、事業継続に必要な事項を定める「**事業継続計画（BCP）**」の策定を促します。

- 新型コロナウイルス感染症拡大により介護業界には感染拡大防止の再徹底が迫られ、介護サービス事業所においては、大きなリスクの中で介護職員に身体的、精神的な大きな負荷がかかっています。

with コロナ時代における「新たな生活様式」を踏まえつつ、ICT や介護ロボット等の導入促進などにより接触逓減や労働環境の改善を進めます。

重点施策 6. 介護人材の確保と資質の向上

- 地域包括ケアシステムを構築していくには、介護分野に関わる人材を安定的に確保することが重要ですが、少子高齢化が進展する中で、構造的に人的制約がさらに強まり、単に募集するだけでは人材は確保できません。構成市町の定住対策事業や福祉人材センター等と連携を図り、地域外からの就労支援を行います。
- 介護に関する入門的な研修や介護職員、訪問介護員等の専門的な研修を支援し、専門職を育成します。また、働きやすい職場環境により若年層の就労定着を図ります。
- 介護分野への多様な担い手の参入を促すために、地域にいる潜在的な有資格者の復職支援、介護職に限らず介護分野では働く高齢者や未経験者の就労促進、外国人介護人材の確保支援を行います。
- 中学生の介護現場での体験学習や高校生・大学生を対象にした福祉学習や介護の仕事のイメージアップ等の活動を支援します。
- 介護現場に ICT や介護ロボット等を導入して周辺業務の負担軽減を図り、利用者へのケア業務に専念する時間を確保し、少ない人数で質の高い介護サービスの提供ができる介護業務の効率化を進めます。
- 地域での介護人材確保の気運醸成と関係者の情報共有を目的に「雲南地域介護人材確保育成推進会議」（仮称）を立ち上げます。